

広島県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年八月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道二次江津線	安芸高田市高宮町船木字所木九九八番地先から 安芸高田市高宮町船木字上所木三三六〇番一地先ま で	平成二十五年八月一日